

## 事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区西九条東島町63-1		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 平成24年2月1日					
		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) エムケイ株式会社 代表取締役 脊木信明 電話 075-555-3186					
主たる業種	一般乗用旅客自動車運送事業						
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則 第2条第1項第1号 第2条第1項第2号又は第3号 第2条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	エネルギー消費効率の改善に関する取組により、CO <sub>2</sub> 排出量の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	営業本部長・管理本部長を中心とした検討委員会の設置と実施計画の策定、進捗管理方法を構築する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量 評価の対象となる排出の量	28,411.5トン 28,411.5トン	28,127.4トン 28,127.4トン	27,846.1トン 27,846.1トン	27,567.6トン 27,567.6トン	-2.0 パーセント -2.0 パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	目標の根拠	前年対比で1%の減少を目標とする。					
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	輸送車両	事業活動に伴う排出の量 (実車走行万キロ)	5.62	5.56	5.51	5.45	-1.19 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
重点的に実施する取組の実施計画	原単位の指標及び目標の根拠	実車走行距離は減少させずに、輸送車両の温室効果ガス排出量を減少させる。					
		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	営業車のエコドライブに関する教育指導を推進する。					
	(24)年度	営業車のエコドライブに関する教育指導を推進する。					
	(25)年度	配車の効率を高め、無駄な走行距離を削減する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	自転車置き場の整備、駐車場の自家用車利用の制限					
	上記の措置を採用する理由	自転車は環境にも優しく健康管理としても優れていること、自家用の駐車場についていた土地を他の目的に有効活用できること					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	ハイブリッド車両を積極的に導入しており、今後もハイブリッド車両の割合が増える予定である。概ね4年を経た車両は廃車し、新車を購入している。						
特記事項	ハイブリッド車両をはじめとする最新の設備状況を反映しているのは平成22年度であるため、基準年度として平成22年度を選択した。						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。